第1568回島根県教育委員会会議録

日時 平成30年9月3日

自 13時30分

至 15時28分

場所教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

一開 会一

一公 開一

(議決事項)

- 第9号 平成30年度教育委員会の点検・評価報告書(平成29年度対象) について(総務課)
- 第10号 平成31年度県立高等学校の入学定員について(学校企画課)

______ 以上原案のとおり議決

(報告事項)

- 第35号 平成30年度9月補正予算案の概要について(総務課)
- 第36号 公立学校施設の耐震化の状況について(教育施設課)
- 第37号 平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜について(教育指導課)
- 第38号 埼玉県教育委員会との連携協力協定締結について(教育指導課)
- 第39号 平成31年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について (教育指導課)
- 第40号 平成31年度使用特別支援学校教科用図書の採択結果について (特別支援教育課)
- 第 41 号 平成 30 年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会の 成績について(保健体育課)
- 第42号 第73回国民体育大会(福井しあわせ元気国体)の出場種目 について(保健体育課)
- 第43号 第42回全国高等学校総合文化祭の成績について(社会教育課)

----- 以上原案のとおり了承

一非公開一

(議決事項)

- 第11号 平成30年度教育功労者及び教育優良団体表彰について(総務課)
- 第12号 平成30年度優れた教育活動表彰について(総務課)
- 第13号 平成31年度公立学校教育職員人事異動方針等について(学校企画課)

(報告事項)

第 44 号 公文書公開決定等の期間延長に対する審査請求の裁決について (社会教育課)

_____ 以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】 新田教育長 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員 真田委員
- 2 欠席者 なし
- 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

高橋教育監 松本教育次長 小仲参事 丹羽野参事 門脇教育センター所長 仁科総務課長 小村総務課上席調整監 高宮教育施設課長 門脇教育施設課管理監 福間学校企画課長 柳楽県立学校改革推進室長 常松教育指導課長 濱村地域教育推進室長 村本子ども安全支援室長 村松教育指導課上席調整監 佐藤特別支援教育課長 佐藤保健体育課長 日野健康づくり推進室長 前田社会教育課長 江角人権同和教育課長 萩文化財課長 山根世界遺産室長 稲田文化財課調整監 米原福利課長 山根総務課総務 GL 岩崎社会教育課生涯学習振興 GL 齋藤社会教育課企画員

全議題 : 公開議題 - 公開議題 公開議題 題題題 公開議題 題 公開議題 題 公開議題 題 知 公開議題 題 知 公開 議 題 知 公開 議 題 知 - 公開議題 - 公開議題・議決第 13 号 - 公開議題 - 公開議題 - 公開議題

全議題

- 公開議題

議決第 11 号、12 号

報告第44号 報告第44号

島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記 三浦総務課課長代理 全議題 瀧総務課人事法令グループリーダー 小村総務課企画員 | 全議題 小村総務課企画員 全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 13時30分

| 公 開 | 議決事項 | 2件 |
|------|-------|----|
| | 承認事項 | 0件 |
| | 協議事項 | 0件 |
| | 報告事項 | 9件 |
| | その他事項 | 0件 |
| 非公開 | 議決事項 | 3件 |
| | 承認事項 | 0件 |
| | 協議事項 | 0件 |
| | 報告事項 | 1件 |
| | その他事項 | 0件 |
| 署名委員 | 森委員 | |
| | | |

○新田教育長 冒頭、私の方から1点報告をさせていただく。8月31日からの大雨があった。この大雨に係る公立学校等の状況を本日の10時までで報告をまとめた。その中で公立学校等の被害状況であるが、県立学校については、5校から被害の報告が出ている。いずれも校舎の一部の雨漏りあるいは浸水、それから電話回線が一時期不通になる被害であるが、松江南高、江津高校、江津工業高校、浜田養護学校、隠岐養護学校、以上の5校である。また、市町村立の学校等からは被害状況に関する情報は、今のところ入っていない。

(議決事項)

第9号 平成30年度教育委員会の点検・評価報告書(平成29年度対象)について(総務課)

○仁科総務課長 本件については、前回の教育委員会会議で協議をいただき、それを踏まえ、本日加筆修正したものをお示ししている。なお、変更箇所については、資料1の3、 1の4にまとめているので、そちらの方をご覧いただきたい。

まず、資料1の3をご覧いただきたい。⑥幼児教育の支援体制の検討が始まるという項目、これは、特徴的な動きのところの1項目であるが、これについて、表現がわかりづらいのではないかというような指摘をいただいた。アンダーラインが引いてある箇所であるが、「集合型研修の効果が限定的である」という表現をしていたが、これが少しわかりづらいということであったので、左側のとおり「集合型研修への参加が困難な状況である」というふうに書きぶりを修正させていただいた。次に、⑦である。これも同じく特徴的な動きにかかわる1項目であるが、小・中学校における特別支援教育の充実についてである。これについては、総合教育審議会の方での委員さんからの指摘があったもので、アンダーラインが引いてある。「障がいの特性が多様であるため、個別の指導・支援に困難が伴う」と当初していたが、この表現は少し誤解を招くのではないかというような指摘があったので、後段部分を削除し、「発達障がいのある児童生徒が急増しているが、その障がいの特性が多様である」という、その客観的事実のみに記述をとどめている。

1の4ページをご覧いただきたい。②教員の情報活用能力の向上についてである。これは点検・評価の本文に書かれているところである。これについては、前回の委員会の場に

おいて、委員からの質問を踏まえ、追加であるが、アンダーライン引いているとおり、「ICT機器の整備に合わせて指導主事が各高校を訪問し、活用方法等の研修を行う」という1文を加えさせていただいた。それから、①校内外における安全確保の推進という項目に関するものである。これについては、前回の教育委員会会議の時点では、まだ国から耐震化率が公表されていなかった。8月28日付で公表されたことに伴い、今回数値を最新のものに修正したところである。

なお、別冊資料となって、点検・評価報告書(案)について総合教育審議会の主な意見については、一番最後のページ、70ページに審議会の場での主な意見について改めて載せさせていただいている。

○藤田委員 前回のいろいろな意見に対して、きちっと訂正し、いい点検・評価報告書ができ上がったというふうに認識している。

―――原案のとおり議決

第10号 平成31年度県立高等学校の入学定員について (学校企画課)

○柳楽県立学校改革推進室長 平成31年度、平成31年3月の県内中学校卒業生の見込みであるが、平成30年3月と比べて219名の減と見込んでいる。各地域の中学校の卒業生の増減、あるいは近年の定員充足状況等を踏まえて、来年度の県立高等学校の入学定員は、全日制課程で3学級120名の定員を削減したいと考えている。全体としては、平成31年度の全日制の学級数132学級から129学級になる。また前年比3学級減となる。入学定員については5190名から5070名となり、前年比120名の減となる。

なお、定時制・通信制、専攻科について変更はない。また、学科改編等も行わないとい うことである。

各高等学校の入学定員であるが、資料2の2に全日制課程、2の3に定時制課程、通信制課程、専攻科を載せている。併せて松江市立女子高等学校の入学定員を参考に載せてある。

さて、入学定員を減とする高等学校3校3学級であるが、まず、松江市内において松江 東高等学校普通科を1学級の減としたいと考えている。これによって現在1学年6学級で ある松江東高校は5学級となる。理由としては、松江市内の中学校卒業生の数が平成31年3月は前年比100名の減となるということが見込まれていることである。また、ここ近年の定員充足率あるいは市内生徒が減少する中、平成18年度以降6学級を維持している。こういったことを総合的に判断し、このように考えた。

次に、出雲市内である。大社高等学校普通科を1学級の減としたいと考える。これにより現在1学年普通科6学級、体育科1学級、計7学級の大社高校は、普通科5学級、体育科1学級の計6学級となる。理由としては、出雲市内の各高校はおおむね定員充足状況は高いものの、出雲市内の中学卒業生の数が平成31年3月には前年比99名の減が見込まれているということ、それから平田高校、出雲工業高校、出雲商業高校、出雲農林高校の各高校は、都市部において望ましい規模であるとされている、4学級以上8学級以下というところの下限になっていること、これに加えここ近年の定員充足状況等、総合的に判断をして考えた。

もう1校であるが、益田高校普通科を1学級の減としたいと考える。これによって現在 1学年普通科4学級、理数科1学級、計5学級の益田高校であるが、普通科3学級、理数 科1学級の合計4学級となることになる。理由であるが、益田市内の中学卒業生の数が2 8名の増となっているが、平成30年度の定員充足状況を見ると、益田市内の益田高等学 校、益田翔陽高等学校合わせて75名の欠員が生じている。中学卒業生の増加分を見越し ても十分に受け入れ可能な定員であると判断をさせていただいた。

入学者選抜の日程については、推薦選抜、中高一貫教育選抜、スポーツ特別選抜が1月に実施される。その後一般選抜の実施については、3月6日に学力検査があり、3月13日にその合格発表と2次募集の実施校が公表される。3月20日の第2次募集における作文、面接検査等を経て、3月22日に2次募集合格発表を行うことになっている。

○森委員 入学定員が減少していて、中学生の3年生の数も減少している。それから定員 割れのところも出ているので、この3校については、大変残念ではあるが、仕方のない対 応だなと思っている。

―――原案のとおり議決

第35号 平成30年度9月補正予算案の概要について(総務課)

○仁科総務課長 7月1日現在の教職員の実人員に基づきます給与費の補正、それから7 月豪雨による災害復旧費といったものを計上している。教育委員会補正予算額の全体概要 であるが、全体で4億6,500万円余である。

続いて、3の補正予算の内容である。上段、給与費補正についてであるが給与費は総務 課で一括計上している。当初予算時の人員配置計画を7月1日現在の実人員、それらの差 を踏まえて、4億8,700万円余を減額するものであって、この減額の主な理由として は、扶養手当などの減、それから共済費の掛金の率が下がったことによる減である。

続いて、県有施設等の復旧事業である。7月の豪雨により、浜田水産高校地内の崖地の り面が崩壊し、その復旧工事として2,200万円余を計上した。

最後4番、その他である。県立学校のブロック塀を点検したところ、大社高校、矢上高校、隠岐水産高校で所要の措置が必要と判断して、460万円余を、これは知事部局の管財課の方で一括計上している。

- ○真田委員 給与費補正について、資料上、職員が8329人から8326人と職員数が3名少なくなったことで、補正がこんなにでるものなのか。
- ○仁科総務課長 実人員での差は3人であるが、給与費いわゆる本俸だけでなく、それに かかわる諸手当、さらに共済の掛金、期末勤勉手当なども計上されることになるので、そ ういったもの全て積み上げると計算上こういうふうになる。
- ○新田教育長 差が出る大きな原因としては、当初予算は前年度の12月1日現在の現員 現給で、次年度の経費として計上している。今回は7月1日現在の現員現給で、職員の新 陳代謝がここで差額になってあらわれる。退職される方が非常に多くて、新採の方が非常 に多かったりすると、年間の給与支給額に差があるので、そういう新陳代謝が起きるとこ ういうことがよく生じるようなものである。

―――原案のとおり了承

第36号 公立学校施設の耐震化の状況について(教育施設課)

○高宮教育施設課長 この耐震化の状況については、例年国における全国調査が行われていて、先月末に公表されたその調査結果の島根県版分をまとめたものである。

1の耐震化率、これは学校施設の構造体に関する耐震化の率、状況である。

(1) 高等学校である。松江市立女子高を含むが、島根県平成30年度の欄、Cの耐震化率を御覧願う。100%ということであって、前年度99.7%から松江市立女子高校の整備が完了したことによって、全ての学校で耐震化を終えている。ちなみに全国の状況は平成30年度の欄98.2%という状況である。

それから(2)特別支援学校であるが、同様にご覧いただくと、耐震化の率、島根県100%であるが、これは従来からもう既に整備が完了していて、100%。全国でいいますと99.4%という状況である。

(3)公立の小・中学校であるが、こちらについては、平成30年度の欄、C欄96. 1%、これは前年度から0.9ポイント上昇はしたが、いまだ対策を必要としているという状況である。

この内訳にあたる資料4の2をご覧いただきたい。上段に市町村別耐震化の状況ということで、この96.1%の状況を示している。平成30年度の欄、耐震性のない棟数を御覧いただくと、今後対策を必要とするものが市町村の学校では、県全体で小・中学校で36棟、内非木造が26棟あるという状況である。これらの要因としては、学校の統廃合計画とかそういったようなものの関係でなかなか整備ができないといったもの、それから財政運営の観点から計画的に整備する必要があるなどのことで、これからも対策を必要としているといったような状況である。県としては、可能な限り早期に対策を進めるよう今後とも助言などを行っていきたいと考えている。

それから下段の2、屋内運動場等のつり天井などの落下防止対策である。(1) 高等学校の欄をご覧いただきたい。ここ2つ分かれていて、つり天井の落下防止対策。それからつり天井・照明・バスケットゴールの全ての落下防止対策という2つのカテゴリーになっている。

まず、島根県の平成30年度のつり天井の落下防止対策100%という状況である。防 音とか断熱のために設置されている石こうボード、これが東日本大震災で落下が相次いだ。 そういったような関係でつり天井の落下防止対策が必要だということで、整備を進めてき ているものである。ちなみに全国でいうと93.2%という状況である。

一方でバスケットゴール、それから照明などの全ての対策では、いまだ52.3%という状況である。86.0%の全国と比較するとまだまだ対策が必要だという状況である。

4の3ページをご覧いただきたい。特別支援学校も同様にご覧いただくと、つり天井の落下防止対策は100%であるが、全ての対策でいうと23.1%という状況である。ただ、いずれも残っている整備は照明整備というものであって、バスケットゴール・つり天井は全て終わっているということで、順次整備を進めてきており、ここ数年内には整備を終えたいということで考えている。

- (3)は公立の小・中学校である。小・中学校については島根県の30年度の欄をご覧いただくと、96.5%ということで、100%に達していない状況である。全国でご覧になっても98.2%であって、まだ全国に及んでもないという状況で、早急に整備をしていくという必要がまずあるということであり、今後県としてもさらに対策が進むよう助言を行っていくつもりである。すべての落下防止対策をご覧になっても65.5%という状況であるので、こちらもあわせて同様の対策が必要だということである。
- ○浦野委員 市町村別耐震化の状況のところであるが、出雲市、益田市は前年度からすると、耐震性がない棟数欄を見ると22棟が15棟になっていたり、14棟から12棟になっていたりして耐震化が進んでいることがわかるが、あと松江市、大田市、江津市、奥出雲町、飯南町というのは数値が全く変化してない状況なのであるが、これは先ほど言われたその統廃合とかと関係があるのであろうか。
- ○高宮教育施設課長 計画的にどうしても財政運営の観点で計画的に進めていくということで、そういったような理由もさまざま市町村であるといったようなことではあるが、これについてもできるだけ速やかにということで、特にこの耐震化につきまして国からも再三通知が出ていて、財源的にも国の交付金制度、それから地方の負担の部分についても起債制度という有利な財源がかなり使える状態になっている。特に交付金は平成32年度までの間、特措法、特別措置法の関係で、交付金交付率のかさ上げなどもあり、有利な状況であるので、こういったようなものを活用しながら進めていくということで、市町村にもさまざまな情報提供しながら、進めていっていただこうと考えている。
- ○浦野委員 実際今年の4月にも地震が起きているのでこちらでも、やはり余り引き延ば さず早急にお願いしたいと思う。

第37号 平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜について(教育指導課)

○常松教育指導課長 平成31年度公立高等学校入学者選抜実施要綱のこれまでの流れと 今後の予定についてまず説明する。

5の1をご覧いただきたい。まず、7月30日の教育委員会会議で基本方針を決定していただいた。その間5月30日と7月30日の2回にわたって実施要綱検討委員会において、実施要綱の内容を検討した。そして本日の会議では平成30年度入学者選抜実施要綱からの変更点について報告をする。その後、要綱を作成し、10月下旬に各中学校、高等学校等へ配付したいと考えている。

次に、主な変更点について5の3をご覧いただきたい。まず、募集についてである。今年度松江市で義務教育学校が設置されたので、それに伴って応募資格を整備した。

続いて、出願の基本的事項について、水産科を設置していない都道府県から本県の水産高校を志願する場合、水産科を設置している都道府県からの出願と同様に扱うということにした。具体的には、昨年までは水産科が設置されていない都道府県からの出願には、身元引受人が不要であったが、これによって必要ということになる。ただし、これに合わせまして身元引受人の条件を緩和した。資料に記載してないが、従来は原則として志願者の親族である祖父母、おじ、おば等となっていて、それ以外の場合には当該校の校長と県教委が協議の上認めるとなっていたが、これを県教委との協議は不要という形で緩和をし、校長が認めるという形に変えた。これにより出願においてのハードルは少し低くなっていくと考えている。そしてこれらの変更に伴って、水産科を設置してない都道府県から本県の水産高校を志願する場合を示した図6を削除した。

中学校等における出願手続についてである。出身中学校等が県外の場合は、教育指導課のホームページから提出書類作成シートをダウンロードして作成するように明記をした。なお、県内の中学校等については、県がCDによって配付をする作成シートを利用するということになっている。これはシートの中にマクロを組み込むのであるが、これはホームページからダウンロードすると不具合を起こすということであったので、県内と県外とでは変更することにした。ホームページ上にはマクロのついてないものを置いている。

続いて、5の4をご覧いただきたい。(2)について、平成30年4月9日付文部科学省の通知で、平成30年度7月豪雨による被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等についてという通知があり、これによる配慮をした。ちなみに平成24年から29年度の選抜では、東日本大震災の被災の場合について同様の記載をしていた。

一般入学者選抜の4、志願変更についてである。定時制の昼間部と夜間部等の間で志願変更ができるように変更した。同じく一般入学者選抜の7、辞退届の提出についてである。本校と分校を併願する場合、これは具体的には三刀屋高校の本校と分校の掛合分校ということになるが、また同一学校内の全日制と定時制を併願する場合について、第2志望学科以下の分校または定時制課程のみの志願辞退を認めることとした。

続いて、各種選抜について5の1をご覧いただきたい。推薦選抜については、実施校・ 実施学科ともに変更はなく、新規の実施もない。募集人員の変更について、1校ある。大 東高校の普通科が定員の15%程度から25%程度へと変更がされた。理由については、 意欲のある生徒の入学で学校の活性化を図りたいということである。選抜方法の変更につ いてもない。

それから2番目のスポーツ特別選抜についてである。これは平成14年度から原則3年間の試行として始まり、平成17年度から本格実施を行っている。このスポーツ特別選抜は保健体育課が定めた重点校と連動もしている。指定期間は平成29年度から平成31年度の3年間として、原則として中途の変更はしないということになっている。今年度につきましては実施校、指定競技ともに変更はない。募集人員は指定競技が1つである場合は各校4名になり、指定競技が2以上ある場合は総計で8名以内。ただし1競技では4名までとなっている。それから県外からの出願に対して、県外から積極的な受け入れを行う高等学校については、スポーツ特別選抜についても出願資格の県内限定を撤廃している。募集人員内における県外からの合格者数の上限は各高等学校で定めるということになっている。該当校に対しては、県内中学生の進路保障、育成の観点から県外生の受け入れ人数については十分な配慮を求めている。該当校は、安来、横田、三刀屋、島根中央、江津、江津工業、隠岐島前高校である。

5の2をご覧いただきたい。一般入学者選抜についてである。(1)から(3)については、各高等学校からの報告事項に基づいている。(4)の学力検査後の面接等については、各高等学校からの申請に基づき、教育委員会の承認を受けて実施するということになっている。実施校は39校、これは松江市立女子高校も含んでいる。内訳としては、県立

が38校、そのうち全日制が35校、分校1校と、併設と定時制が2校、そして市立高校 が松江市立女子高校で合わせて39校である。

個人調査報告書と学力検査の比率であるが、昨年度から変更されたのが、吉賀高校である。個人調査60、学力検査40に対して、これを50、50とされた。傾斜配点について実施校はない。

学力検査後の面接等は21校が実施している。面接の実施校が20校、実技の実施校が 1校。これは大社高校の体育科が実施をしている。面接の評点化については、10点としているのが17校、5点としているのが3校で、評点化しない学校はない。

第2次募集についてである。これは平成29年度の選抜から新規に実施をしているものである。実施校については、平成31年3月13日の公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で欠員が生じた全日制課程及び定時制課程の学校、学科において第2次募集を行う。選抜の方法と配点については、書類、学力検査の結果等々がある。その他として、地域、通学区を持つ県立高等学校全日制普通科における地域外、通学区外からの合格者については、それぞれの制限を超えないこととするということで、一般選抜とあわせて考える。

第2次募集を行う学校、課程、学科及び募集人員は平成31年3月13日10時に県教育委員会のホームページで公表をする。

○真田委員 一般入学者選抜、一般選抜の辞退届の提出について、複数の第2志望以下を、 複数かけている場合には一つは辞退できないと直しているが補足説明いただきたい。

○常松教育指導課長 基本的に、第2志望学科、例えば工業で、電気を第1で受けて、第2、機械科、これは第1志望辞退できない。今回の本校、分校、それから全日制、定時制は、生徒の中で、例えば三刀屋高校の本校が第1だと、第2志望に分校を書くが、もし本校落ちた場合には、私立高校へ行くというふうな生徒さんが結構おられるわけである。つまり、分校より行くよりは、私立高校へ行きたい。そうすると、私立高校はそれまでのところで合格発表が終わっているので、本校がだめだった時点で分校に行く気はないのに、分校も試験を受けなければ、いわゆる面接などを受けなければいけないような生徒さんが出てくるということで、辞退を認められないかということで、中学校のほうからこの2年間そういった要望があった。高校側も選抜する上で、来る気のない生徒の選抜というのも考えなければいけない部分もある。今の定時制も同様で、本校、例えば浜田高校がだめだったときには私立に行って定時制にはもう行かないと、そういう生徒の志望を配慮してこういう形にしたということである。

- ○浦野委員 情報科学高等学校とか、松江市商業高校、浜田商業高等学校のくくり募集と いうのは、どういう意味であるのか。
- ○常松教育指導課長 くくり募集というのは、例えば3つ学科があるが、入学のときは一 括して合格者を出して、2年時進級するときにそれぞれ希望とか成績を加味しながら分か れていく、つまり最初から分かれてないという意味である。
- ○森委員 スポーツ特別選抜について、例えば江津高校が今、水球がスポーツの選抜にな っているのであるが、今、ハンドボールにすごく力を入れているような話を聞いている。 関係者の方からハンドボールをこの特別選抜に入らないものかというようなことを聞いた ことがあるのだが、このスポーツ選抜の変更というのは、どういうふうな手続で申し出て 変更するようなものか。
- ○佐藤保健体育課長 スポーツ選抜は、重点校と関係しているので、重点校ここに書いて あるように、29年度、30年度、31年度、毎年変わるようなことではなくて、3年を サイクルとして高体連の専門部等と相談をしながら、競技種目によって男女別につくって いる。先ほどのような希望については次のサイクルのときに話があればということである。
- ○森委員 それは、学校のほうから教育委員会のほうに申し出るのであるか。
- ○佐藤保健体育課長 その通りである。

---原案のとおり了承

第38号 埼玉県教育委員会との連携協力協定締結について(教育指導課)

○常松教育指導課長 先週の30日金曜日に新田教育長と埼玉県の小松教育長との間で、 連携協力協定が締結された。連携協力事項については、(1)主体的・対話的で深い学び の視点からの授業改善等に関すること、(2)社会に開かれた教育課程に関すること等と なっている。

この協定締結に至るまでの経緯についてであるが、もともとは埼玉県教育委員会さんが 本県の、特に隠岐島前高校の取り組みに関心を持たれて、それの視察にいらっしゃったと きに、島根県教育委員会といろいろと意見交換をさせてもらった。その際に、埼玉県が取 り組んでおられる協調学習という取組みが、次期学習指導要領の求めるところの「主体 的・対話的で深い学び」の視点による授業改善という取り組みに非常に合致しており、また、有効であるということを強く感じた。

島根県教育委員会としては、学校現場に対して、この新学習指導要領が始まるに当たって、「主体的・対話的で深い学び」の授業改善をするようにと言うものの、実際具体的にはどうするのだということが正直示せてはいなかった。そこで、この埼玉県さんの取組みを勉強しながら連携してやっていくことで、島根県にも有効な方法として活用できるのではないかと、そういうところからお互い求めるものが、お互いの得意分野として持っているところから連携が深まってきた。

昨年の5月から具体的にどういった取り組みをしたかであるが、まず一つは埼玉県教育局の職員及び埼玉県の県立学校の教員を対象として、島根県教育委員会による教育の魅力化に関するセミナーを開催して、100名余りの方に参加をしていただき、話をした。また、埼玉県教育委員会が推進する学びの形態、協調学習を実現するための方法論に関する研修会を島根県内で昨年の11月と今年の6月の2回、開催をしている。また、文部科学省が指定するスーパーグローバルハイスクール、いわゆるSGH校である埼玉県立浦和高校と隠岐島前高校の生徒による、合同の探究学習が実施されている。1度はいわゆるテレビ会議という形でICTを利用して、もう一度はこの7月に浦和高校の生徒が隠岐へ渡って一緒に学習をしている。また、今年度から埼玉県教委からこの島根県へ高校教員1名が隠岐島前高校に研修派遣されている。というような形で交流を続けきた。

このような交流の中で、今後連携してそれぞれの事業の拡充を図りながら、新学習指導 要領が掲げている、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくる」という「社会に 開かれた教育課程」の実現に向けて、高等学校教育を取り巻く課題に迅速かつ適切に対応 し、学校及び地域における教育の改善、充実を図ることを目的として、この協定を結ぶに 至ったということである。

協定の期間は、平成30年8月30日から平成33年の3月31までということで、一 応区切りを設けている。

- ○出雲委員 今後、何かまたセミナー、研修会と、もう既に決まっているようなものがあるか。
- ○常松教育指導課長 まだ日時等ははっきり決めているが、昨年と今年度、この協調学習の研修を受けた島根県の教員の中から、今のところ3名、教科は国、数、英と考えているが、今度は埼玉県並びに、同じく来年度から連携します東京大学のCoREFという組織

のところへ派遣をして、さらに深めた研修をして、またそれを島根県のほうに還元するようなことを考えている。

- ○真田委員 本当にすばらしい取組みで、非常にいいのではないかなというふうに思う。 ぜひそれを発展的にしてほしいのと、もう一つは、成果を県下の先生方にやっぱりきちっ と広めて周知をしていただくと。せっかくいい協定ができているので、それを全県にやっぱり広めていただきたいなと思う。
- ○常松教育指導課長 今年度に関しては、先ほど申した3名派遣し、その後に2月のところで成果報告会ということで、全県の教員に案内をして、その成果についての報告会を開きたいと考えている。
- ○森委員 埼玉県のほうから1名の先生が隠岐に来ておられるが、もっとたくさんの方に 本当は隠岐の経験をしてもらうといいと思う。
- ○常松教育指導課長 埼玉県のほうは、もっと送りたいとの意向があるものの、受け入れ側もまだ十分に条件が整ってないということもあるので、この連携協定の締結を機会に、そういったことも具体的に進めていければというふうに思っている。我々としても、島根県からももし派遣が可能であればしたいと思っている。

―――原案のとおり了承

第39号 平成31年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について(教育指導課)

○常松教育指導課長 7の1ページにある流れに沿って、教科書の採択を行った。全体の スケジュールについては7の4ページに載せている。

なお、採択の権限は県の教育委員会にあるが、高等学校は多様な教育課程を展開しているので、校長の意見を聞いて、学校に選定を希望する教科書一覧を提出させて、教育委員会の責任において採択するということにしている。

続いて7の2、3ページをご覧いただきたい。これが5月の教育委員会会議で議決していただいた平成31年度使用県立高等学校教科用図書の採択の基本方針である。これに従って、各学校で文部科学省検定教科書及び著作教科書の中から、学校の教育方針、生徒の実態等にふさわしい教科書を選定し、7月上旬に採択を希望する教科書一覧が提出をされ

た。それを事務局の指導主事が各学校で編成される教育課程との整合性や、選定過程の公 正性等について審査をし、先般、教育長に決裁をしていただいた。

教科書採択の公正性を確保するための対応として、「教科書選定報告において、各教科書の選定理由を詳しく記載すること」、「各学校で教科書選定委員会を設置し、さまざまな観点から入念に審議すること」、「教科書作成に携わった教員を報告すること」以上3点を各学校に求めている。このうち、教科書作成に携わった教員については、今年度該当する者が7名ほどいた。いずれも校内における教科書選定作業からは外れており、選定には関わってない。

7の1ページの採択結果をご覧いただきたい。今年度は主として3年生用の教科書が改訂されており、新規採択の対象となった。また、高等学校ではそのほかに採択変えとして毎年新たな教科書を選定することもできる。新規に採択した49点のうち、3年生用教科書に当たる平成30年度検定済教科書は30点、19点が1、2年生用教科書の採択変えであった。また、過年度に採択した教科書515点のうち411点について、各校から継続使用の希望があった。この結果、島根県として教科書採択総数は460点ということになる。

続いて、7の5ページをご覧いただきたい。各教科、科目ごとの新規採択教科書の点数をまとめている。また、これまでに採択された採択済み教科書のうち、継続使用する教科書の点数も合わせている。

続いて、7の6ページをご覧いただきたい。それらをもう少し具体的に各教科、科目の 新規採択教科書の名称と、使用する学校数をまとめたものの一覧となっている。

それから、7の7から12ページでは、過年度に採択済みで継続使用する教科書の名称 と使用学校数をまとめている。

---原案のとおり了承

第40号 平成31年度使用特別支援学校教科用図書の採択結果について(特別支援教育課)

○佐藤特別支援教育課長 特別支援学校小・中学部の教科用図書についてであるが、8の 3から5ページにあるように、文部科学省の検定済教科書、小学部156点、中学部61 点。続いて、8の6から7ページにあるように、文部科学省の著作教科書296点。続いて、8の8ページから8の14ページにあるように、学校教育法附則第9条による一般図書351点である。文部科学省の検定済教科書のうち、視覚障害者用特別の教科道徳点字版については、現時点では発行者未定となっているので、分冊になる可能性があることをつけ加えておく。以上、小・中学部の教科用図書は合計で864点採択することとなった。続いて、特別支援学校の高等部のほうである。8の15から17ページにあるが、高等学校用の文部科学省検定済教科書114点、8の17ページにある高等学校用文部科学省著作教科書2点、同じく8の17ページにあるように、学校設定教科で使用する学校教育法附則第9条による一般図書2点、そして8の18から20ページにあるように、学校教

なお、高等部の新入生については、入学生徒数や生徒の実態が確定、あるいは把握できないところでの設定を行っている。したがって、入学者選抜検査を経て合格者が決定する 2月下旬に再度採択する必要があることをつけ加えておく。

育法附則第9条による一般図書183点。以上、高等部の教科用図書については、合計3

―――原案のとおり了承

01点を採択することとなった。

第41号 平成30年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会の成績について(保健体育課)

○佐藤保健体育課長 高校生の活躍についてである。今年のインターハイは三重県を主会場として、岐阜県、静岡県、愛知県を含めた4県の東海ブロックで開催され、30競技が開催された。島根県からは、ヨットを除いた29競技に出場した。残念ながら優勝はなかったが、ホッケー、ボート、カヌー、なぎなた、レスリングなど、例年入賞している種目に加え、今年はボクシングの入賞があった。

次に、中学生の活躍を紹介する。全国中学校体育大会は、地元中国ブロックでお盆明けから16競技を開催した。島根県でも松江市で新体操とバレーボール、浜田市で体操、奥出雲町でホッケー競技をそれぞれ実施した。成績のほうは、松江市立第二中学校、福田大和君が柔道66キログラム級において優勝、福田君は全国大会は初出場であるが、決勝は

相手に技ありで先行されたものの、得意の内股で一本勝ちをした。4月には腰椎分離症と 診断され、けがを乗り越えての栄冠となった。また、横田中学校男子ホッケーは、11年 ぶり4度目の優勝を果たした。

全体としては、ページの下のほうにある表に記載したとおり、昨年度と同じ入賞数となった。

―――原案のとおり了承

第42号 第73回国民体育大会(福井しあわせ元気国体)の出場種目について(保健体育課)

○佐藤保健体育課長 今年の国体は、福井県で9月29日から10月9日までの日程で開催される。先立って、9月9日から会期前競技として、水泳、バレーボール、ハンドボール、クレー射撃、この4つの競技が開催される。

資料に、競技種目ごとに中国ブロック大会の順位を数字で記載している。順位の欄に丸印をしてある種目がブロック大会を突破したもので、県単独出場も合わせて、網かけした種目が本国体へ出場する種目である。種目によって、ブロック予選なしで出場できる競技と、ブロック突破が条件となる競技があり、その区分は必ずしも固定しているわけではなく、年によって変更がある。合計では10の4ページに書いてあるとおり、32種目がブロック突破を果たし、県単出場の種目も含めて75種目が本国体に出場する。

国体の天皇杯の得点は参加得点と競技得点の2つに区分される。参加得点はブロック大会、ここに参加した時点から成績にかかわらず各競技10点ずつ配点である。島根県の場合、例年40競技で400点のところ、今年度は馬術が不参加ということで39競技、すなわち参加得点は390点となる。一方、競技得点は、本大会の方で8位以内の入賞が要件となっている。競技人数が多くなるほど配点が大きく、陸上競技など個人競技の1位は8点、それに比べて団体競技である、例えばホッケーの1位は64点となる。島根県の昨年の競技得点は406点、多い方からホッケー160点、ラグビー79点、カヌー37点、ソフトテニス35点などとなっている。

今年は、ラグビーとホッケーの一部種目が本大会へ駒を進めることができなくなった一

方、サッカー、テニス、ボート、卓球など成年の部でブロック突破を果たした種目がある。 選手団の発表は、会期前競技は8月21日、既に発表され、本国体は今週9月5日に発表 される。今年の国体は非常に厳しい戦いとなるが、1点といえども勝負にこだわり、チー ム島根として総力戦で選手、そして選手を支える皆さん、応援する人、全ての頑張りが望 まれる。

○浦野委員 国体出場選手の激励に今年度も行かせていただいたのであるが、来年度から は激励などは教育委員会として実施しないようなことを伺っているのであるが、こういう 報告等に関しては、従来どおり行われるのであるか。

○佐藤保健体育課長 スポーツ行政の一元化、今、人事課の方で検討中である。どのようなものを集約していくかということを今協議されていて、何とも今の時点で申し上げることはできない。

―――原案のとおり了承

第43号 第42回全国高等学校総合文化祭の成績について(社会教育課)

○前田社会教育課長 先月7日から11日にかけまして、2018信州総文祭が長野県で開催され、全国から約2万人の高校生が参加して、島根県から15部門に26校、総勢147人の高校生が参加した。本県全体の参加状況とその成績については、次の資料11の2と11の3に記載しているが、その中で優秀な成績をおさめた入賞の状況を資料11の1に戻って説明させていただく。

1つ目が、弁論部門で優良賞の益田東高校の齋藤希望さんである。2つ目は、小倉百人一首かるた部門で、かるた札をとる競技の部で奨励賞となった島根県代表チームである。松江北高校の1人は女子、益田高校は男子2人、女子5人という構成であった。3つ目は同じく歌を読む、読手コンクールの部で6位となった、松江北高校の米原彩栞さんである。4つ目は自然科学部門のポスター発表部門で奨励賞となった、松江北高校の自然科学部である。男子2人、女子2人というチーム編成であった。

今回は昨年に引き続き、残念ながら全国1位はなかったが、それでも一昨年、昨年とほぼ同数の入賞を果たしており、日常の練習と本大会に向けまして懸命に努力した証しがあ

らわれていると考えている。また、この高総文祭とは別に、個別の全国大会等が時期を別にして開催されるので、その活躍状況につきましては、今後の教育委員会会議において報告させていただく。

―――原案のとおり了承

| 新田教育長 非公開宣言 |
|--|
| — 非公開 — |
| (議決事項) |
| (職人事項) 第 11 号 平成 30 年度教育功労者及び教育優良団体表彰について (総務課) |
| 原案のとおり議決 |
| |
| (議決事項) 第12号 平成30年度優れた教育活動表彰について(総務課) |
| |
| |
| (議決事項) |
| 第13号 平成31年度公立学校教育職員人事異動方針等について(学校企画課) |
| ―――原案のとおり議決 |
| |
| (報告事項) 第44号 公文書公開決定等の期間延長に対する審査請求の裁決について(社会教育課 |
| ―――原案のとおり了承 |

新田教育長 閉会宣言 15時28分